

# 家計所得の地域間格差 —マクロ統計から垣間見える東京の異質性—



青山学院大学国際政治経済学部准教授 岡部 智人

## ～要旨～

所得の地域間格差は長年議論されている重要な社会問題である。本稿では公的統計を用いて我が国の平均的な家計の所得推移を整理し、その特徴づけを試みた。具体的には、都道府県別の総所得平均値を労働所得と資産所得とに分解し、その傾向を検証した。分析の結果、我が国の地域間格差は全体として比較的低い水準でかつ安定的に推移していることが確認された。しかし、東京都とその他の地域の間には顕著な乖離が見られ、東京都では労働所得が恒常的に高く、さらに資産所得についてはその水準が突出していることが確認された。一方、フランスおよびアメリカとの比較分析では同様の傾向が確認できず、中枢地域における資産所得のダイナミクスは我が国に特有の現象であることが示された。家計所得全体に占める資産所得の割合は労働所得に比べて小さいものの、その極端な偏在は重要な政策的示唆を与えるものである。

## 1 緒言

我が国における経済格差は重要な社会問題として認識されている。特にバブル経済崩壊以降、都市部と地方との格差は注目されることが多く、人口分布や就業機会の観点から政策的議論が活発に行われてきた。本稿ではこうした地域間格差を論じるための具体的な視点として家計所得に焦点を当てる。まずは格差の現状を具体的な数字で確認しておきたい。表1は2019年の平均年収について全国の自治体を順位付けした結果である。首位の千葉県浦安市（853万円）をはじめとする大都市圏の自治体と下位に位置する北海道函館市（339万円）や沖縄県那覇市（406

万円）などの自治体との間には約1.5～2倍程度の明確な開きが存在していることがわかる<sup>1)</sup>。

このような地方間の所得格差は、単なる数字上の不平等にとどまらず、国家の持続可能性に関わる構造的な問題を引き起こす。第一に、税源の空間的偏在による財政的制約の弊害である。地方自治体の自主財源は住民の所得水準に強く依存するため、高所得者や失業者が特定の地域に偏ってしまうと、所得格差が税収格差に直結してしまう。Gbohoui et al. (2019) は自主財源に乏しい地域では十分な公共財を維持することが困難になり、行政サービスに致命的な差が生じるうると指摘している。第二に、地域間の経

表1 一世帯当たり平均年収の上位・下位 10 位自治体

順位	都道府県	市区町村	平均年収 (万円)	順位	都道府県	市区町村	平均年収 (万円)
1	千葉県	浦安市	853	150	北海道	苫小牧市	447
2	神奈川県	鎌倉市	682	151	高知県	高知市	441
3	神奈川県	藤沢市	682	152	北海道	釧路市	437
4	愛知県	西尾市	681	153	山口県	宇部市	436
5	茨城県	つくば市	680	154	青森県	青森市	434
6	東京都	小平市	676	155	大阪府	岸和田市	431
7	愛知県	岡崎市	673	156	北海道	帯広市	429
8	岡山県	倉敷市	667	157	北海道	旭川市	414
9	千葉県	千葉市	663	158	沖縄県	那覇市	406
10	東京都	東京都特別区部	658	159	北海道	函館市	339

※表中の「平均年収」は、同調査の「一世帯当たりの年間収入」を指す。また、順位については、集積データが公表されている人口15万人以上の159自治体を抽出し、筆者が独自に並び替えたものである。  
出所：総務省『全国家計構造調査（2019年）』より筆者作成

済格差がもたらす空間的な政治対立、すなわち社会の分断である。Ejrnaes et al. (2024) が指摘している通り、経済的な停滞は行政への不信感を生み、反体制的な態度を誘発する。さらに、地域間の利害対立の激化は国全体の最適化や成長促進を阻害するリスクを孕んでいる。第三に、所得格差が引き起こす人口動態的な弊害である。期待所得の格差は、より高い賃金を求める労働者が移動するための直接的なインセンティブとして作用する (Gbohoui et al., 2019)。つまり、資源や高度なスキルを持つ人々が大都市へと移動することで、都市部への過度な集中と地方の過疎化という人口の空間的偏在が加速するのである。

以上の背景を踏まえ、本稿では家計所得の長期的変遷を整理し、地域間格差の構造的特徴を明らかにする。具体的には、マクロ経済学の基本理論に従い、家計の「総所得」を「労働所得」と「資産所得」に分解して分析を進める<sup>2)</sup>。資産所得の偏在は従来見過ごされがちであったが、近年のNISA（少額投資非課税制度）の普及などを背景に、今後その動向がより重要になろう。

個人企業（自営業者）の所得については、労働に対する報酬と資本に対する報酬の完全な切り分けが実務上困難であるため、本稿では便宜上これを家計部門の所得に含めて扱うこととした。

分析は分布の特性値（四分位数など）の算出が中心となる。これは技術的には単純な作業であるが、結果の直観的な解釈を容易にし、大局的な特徴抽出に有用である。さらに本稿では格差構造を相対的に理解するためにフランスおよびアメリカとの比較を試みる。伝統的に社会保障制度による富の再分配を重視するフランスとその対極として市場メカニズムと経済的自立を重視するアメリカとの比較は日本の現状理解の一助になろう。これらの分析に用いるデータベースは、日本の県民経済計算（内閣府）、フランスの地域経済計算（Eurostat）、およびアメリカの州別個人所得統計（BEA）である。これらはいずれも国民経済計算（SNA）に基づくあるいは準ずる公的統計であり、その詳細を表2に示す。なお、データの抽出に当たっては各統計の変数が本稿における労働所得および資産所得の概念と極力合致するよう留意した。

表2 分析に用いる統計一覧

	日本	フランス	アメリカ
データ	県民経済計算	Eurostat	BEA (Bureau of Economic Analysis) SAINC4
集計単位	都道府県	NUTS2	州
労働所得	雇用者報酬	雇用者報酬 (D1_RECV)	居住地ベースの純労働所得賃金・給与 + 賃金の補填 - 社会保険料 + 居住地調整 (Line 50 + Line 60 - Line 36 + Line 42)
資産所得	財産所得 (家計部門) + 企業所得 (個人企業部門)	純財産所得 + 営業余剰・混合所得 (D4_RECV - D4_PAID + B2_B3N_BAL)	配当・利子・賃貸料 + 事業主所得 (Line 46 + Line 70)
総所得	両所得の合算	第1次所得バランス (B5N_BAL) ※両所得の合算に一致	個人所得 (Line 10) ※両所得に移転所得 (Line 47) を加算したもの

## 2 分析

### (1) 都道府県格差の推移

本節では、内閣府が公表している「県民経済計算」を用いて家計所得の地域間格差を検討する。同統計は毎年公表されており、長期的な時系列推移の特徴を捉えるのに適している。以降の分析で用いる総所得、労働所得および資産所得に対応する変数の組み合わせについては、表2を適宜参照されたい。

図1は1955年以降における各都道府県の1人当たり総所得の推移を箱ひげ図で示したものである。図中の箱は第1および第3四分位数、ひげの先端は四分位範囲の1.5倍の値を示している。地域間格差の指標となる変動係数を見ると、1978年頃までは一貫して減少傾向にあり、その後は増減を繰り返しながらもおよそ0.1～0.2の範囲内で推移している。ゆえに、日本全体としての格差は比較的低い水準で安定していると言えよう。しかし、個別地域に目を向けると、全期間を通じて東京都が最も高い水準を維持しており、上ひげを大きく上回って逸脱している。最も所得の低い地域の一つである沖縄県はもちろんのこと、大阪府や愛知県といった非関東圏の高所得地域と比較しても東京都の突出は顕著である。図2は1人当たり労働所得の推移を示したものである。労働所

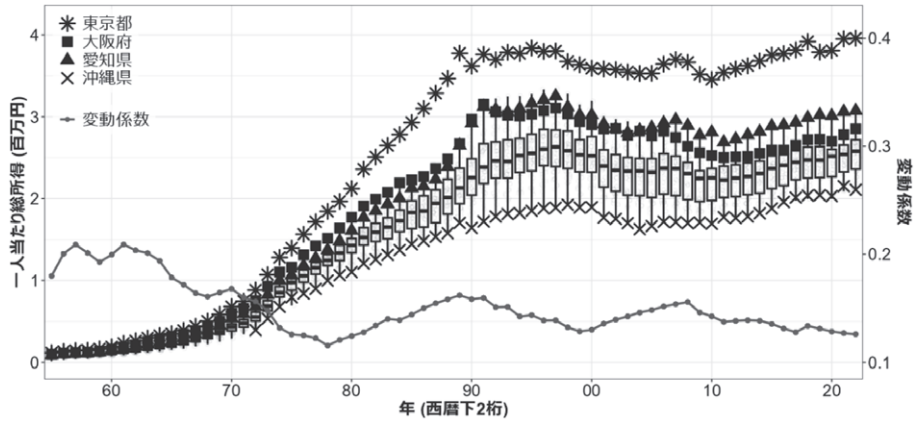
得は家計の総所得の大半を占めるため、その分布や格差の時系列的な特徴は総所得の傾向と概ね一致している。

これらと対照的な挙動を示すのが、図3の1人当たり資産所得の推移である。資産所得の水準は1990年頃まで上昇傾向にあったが、バブル経済崩壊後は減少に転じ、近年は低位で安定した推移を見せている。しかしその一方で、変動係数は近年上昇傾向にあり、資産所得における地域間格差は拡大しつつあることが読み取れる。特に東京都は、2000年代以降も単独で上昇を続けており、他道府県との乖離を継続的に広げている。資産所得は労働所得に比べて絶対額こそ小さいものの、格差構造を捉える上では無視できない情報であろう。以上をまとめると、日本における全体的な地域間所得格差は歴史的に縮小・安定化の傾向にあるものの、「東京都の極端な突出」とそれを牽引する「資産所得の偏在」という特異な構造を内包していると言える。

### (2) 東京都の空間的異質性の検証

次に、図1から図3で確認された東京都の異質性をより厳密に検証する。図4パネル(A)は2022年における1人当たり総所得の分布を示したヒストグラムである。一見すると、分布はおよそ左右対称で正規分布に近い形状を呈して

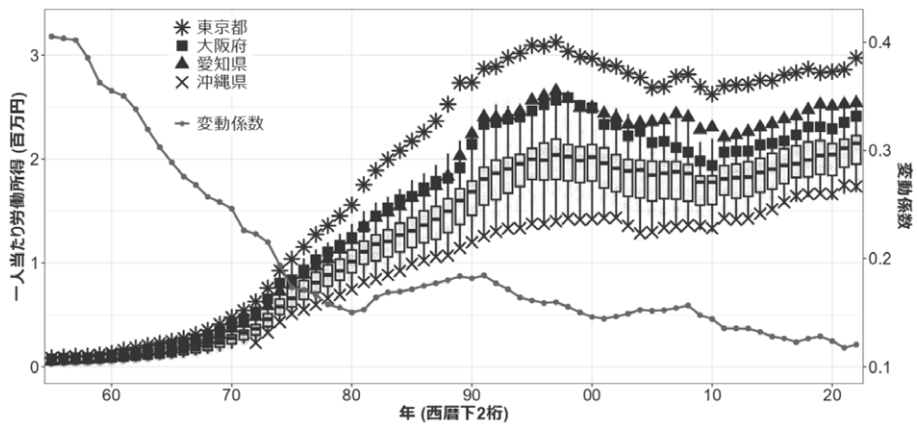
図1 都道府県別一人当たり総所得と都道府県間変動係数



※時期によってSNA基準が異なることに注意(1955～1969年は1968SNA/昭和55年基準、1970～1989年は1968SNA/平成2年基準、1990～2000年は1993SNA/平成7年基準、2001～2010年は1993SNA/平成12年基準、2011～2022年/平成27年基準をそれぞれ採用)。

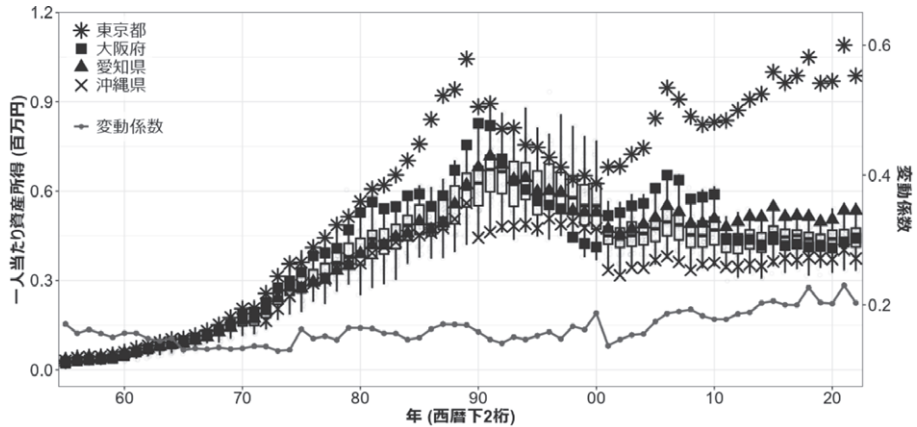
出所：内閣府『県民経済計算』より筆者作成

図2 都道府県別一人当たり労働所得と都道府県間変動係数



出所：内閣府『県民経済計算』より筆者作成

図3 都道府県別一人当たり資産所得と都道府県間変動係数

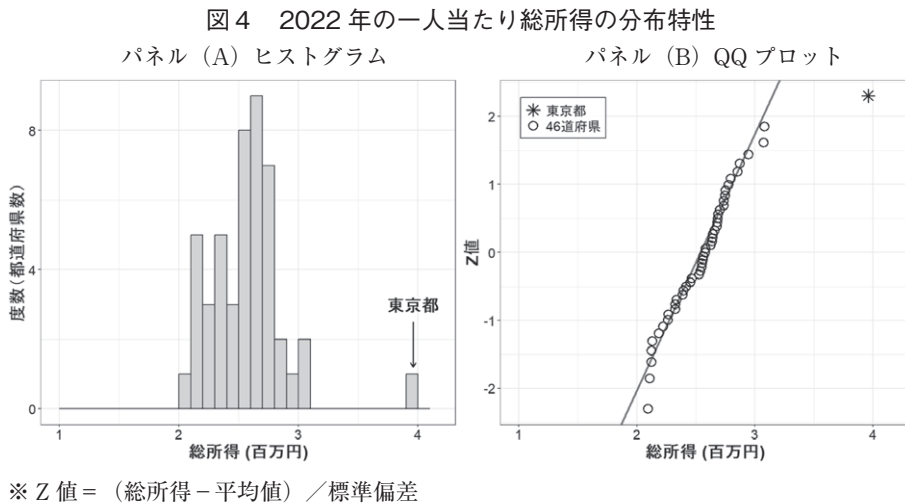


出所：内閣府『県民経済計算』より筆者作成

いる。仮に個人所得の分布が地域によって系統的な差を持たず「均質」とするとすれば、各都道府県のデータは域内個人の「平均値」であるため、中心極限定理によりこのような形状が観察されることは自然である<sup>3)</sup>。しかし、東京都は右裾から離れた位置に孤立しており、正規分布の枠組みには収まらない「外れ値」としての蓋然性が強く疑われる。この点について、パネル(B)の正規Q-Qプロットは視覚的な補完情報を提供する<sup>4)</sup>。同図は、横軸に各都道府県の平均総所得、縦軸に正規分布を仮定した場合の理論的な位置(Z値)をとり、両者の関係を直線で示したものである。もし、データが正規分布に従っているならば、各観測値はこの直線上に並ぶはずだが、東京都の観測値は直線から上方へ大きく逸脱しており、ここでも東京都が外れ値に該当することが明白に示唆される。さらに、東京都の突出が分布の正規性に与える影響をシャピロ・ウィルク検定によって検証する<sup>5)</sup>。まず、全47都道府県を対象とした場合、p値は $1.65 \times 10^{-4}$ となり、有意水準5%で帰無仮説(データが正規分布に従う)は棄却された。対照的に、東京都を除外した46都道府県で再度検定を行うと、p値は0.23となり帰無仮説は棄却されない。すなわち、46都道府県の平均所得は正規分

布に従っているとみなすことができるのに対し、東京都はその分布から逸脱していることと結論付けられる。以上の結果を踏まえると、46都道府県の家計は統計的な均質性を保っている一方、東京都においては所得分布を歪めるような何らかの地域的異質性が作用していると言える。

図4で確認された東京都の異質性が、過去から現在にかけてどのように形成・推移してきたかを確認する。図5は、労働所得および資産所得における東京都のZ値の推移を示したものである。ここでのZ値は、東京都自身が分布を歪める影響を排除するため、東京都を除く46都道府県の平均値および標準偏差を用いて算出している<sup>6)</sup>。また、データが正規分布に従うと仮定すれば、絶対値の大きなZ値は外れ値として扱われるため、その目安としてZ値=3(出現確率約0.3%未満)のラインを破線で示している。同図からは所得区分によって全く異なる2つの特徴が読み取れる。第一に、労働所得(白抜きの折れ線)の推移である。労働所得のZ値は、観測期間のほぼ全域にわたってZ=3~5の範囲で安定的に推移している。これは、東京都の労働所得が過去から一貫して他道府県を大きく引き離す外れ値となっていることを示している。第二に、資産所得(黒塗りの折れ線)の劇的な



変動である。1970年代以前、資産所得のZ値は3を下回る水準にあり、他道府県の分布範囲内に概ね収まっていた。しかし、1980年代後半のバブル経済期にかけて数値は急上昇し、一度目のピーク（ $Z > 5$ ）を迎えた。そして、バブル崩壊後の1990年代には急激な低下を見せ、一時は外れ値の境界線（ $Z = 3$ ）を下回る水準まで回帰している。ところが、2000年代初頭から再び急激な上昇に転じると、近年ではZ値が10を超え、最大で15近くに達するという異常な突出を記録している。以上のことから、東京都の労働所得は他地域に比べて恒常的に高く安定している一方、資産所得は近年において極端な突出傾向を強めていると言えよう。

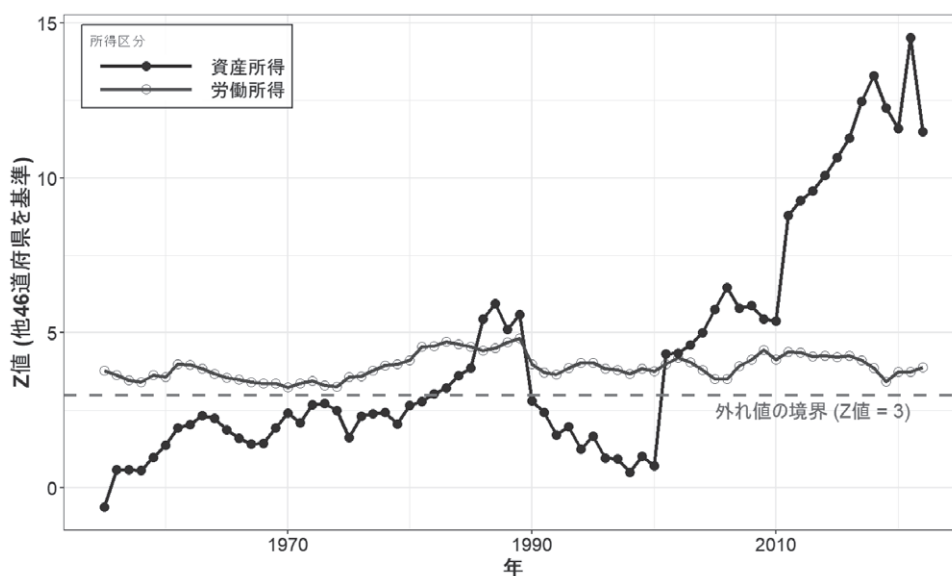
### (3) 国際比較

本節では地域間所得格差についてフランスおよびアメリカのデータを用いた国際比較を行う。図6はフランスにおける2000年以降の1人当たり労働所得および資産所得の地域間分布、ならびに総所得の変動係数の推移を示している。ま

ず全体的な傾向として、総所得の変動係数はおよそ0.15以下の範囲内で安定的に推移しており、当該期間における地域間格差の拡大は認められない。個別の所得区分に目を向けると、首都パリを擁するイル＝ド＝フランスが労働所得においては他の全地域を大きく引き離していることがわかる。一方、同地域の資産所得は概ね分布の上ひげの範囲内（あるいはその近傍）に収まっており、労働所得ほどの極端な乖離は見られない。すなわち、フランスにおいては首都圏への労働所得の一極集中が存在するものの、資産所得については極端な地域間格差は確認できないと言える。

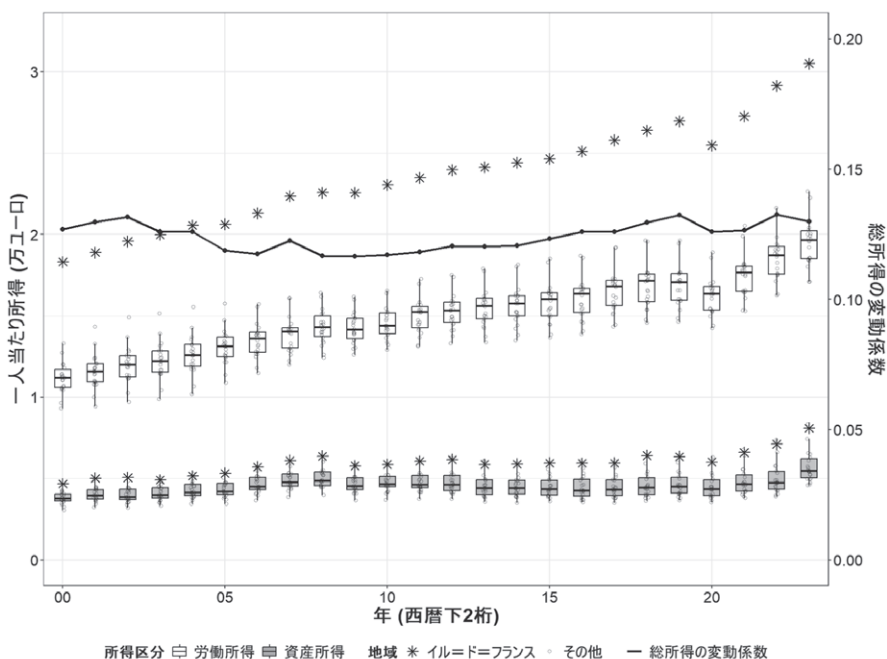
図7は、アメリカにおける同期間の1人当たり所得および地域間格差の推移を示したものである。地域区分は州単位（コロンビア特別区を含む）である。まず全体的な傾向として、総所得の変動係数は0.15から0.17付近でほぼ横ばいを維持しており、フランスと同様に地域間格差は安定的に推移している。次に個別の地域動向

図5 東京都の一人当たり所得のZ値の推移



※ここでのそれぞれの年におけるZ値は  $Z = (\text{東京都の値} - \text{46道府県の平均値}) / \text{46道府県の標準偏差}$  によって定義される。この定義によれば、東京都の突出そのものが平均値を引き上げ、自身のZ値を過小評価してしまう歪みを回避し、他地域との乖離をより正確に測定することが可能となる。

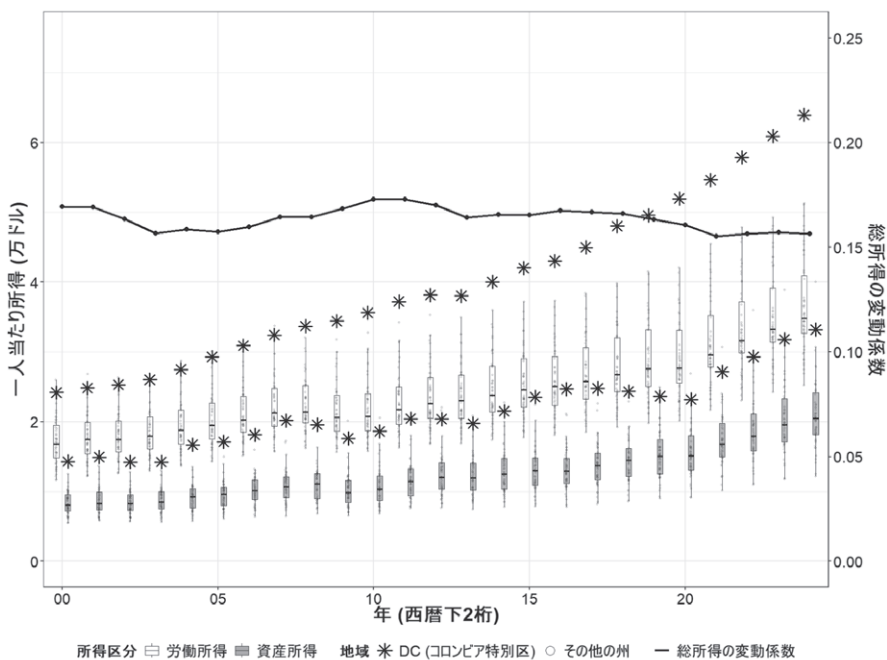
図6 フランスの一人当たり所得推移



\* 地域区分は NUTS2 ブロックである。イル＝ド＝フランスはパリが含まれる地域であり、NUTS コード FR10 に該当する。

出所：eurostat(<https://ec.europa.eu/eurostat>) より筆者作成

図7 アメリカの一人当たり所得推移



\* 地域区分は全米 50 州およびコロンビア特別区 (DC) である。

出所：BEA (<https://www.bea.gov/>) より筆者作成。

として、連邦政府機関が集中し、高所得の専門職層が多く居住する特殊な地域特性を持つコロンビア特別区（DC）に注目したい。図から明らかのように、DCは労働所得において他州を凌駕しながら推移しており、近年その差はさらに拡大傾向にある。一方で資産所得に目を向けると、DCは分布の上方外れ値として位置づけられてはいるものの、乖離幅は小さく、労働所得で見られたような極端な突出には至っていない。すなわち、アメリカにおいても都市部での高所得の集中が確認できるが、資産所得の乖離は小さいことが読み取れる。

以上の国際比較から、中枢地域において労働所得が突出する傾向は、仏米両国にも共通して確認された。しかし日本とは異なり、両国のデータからは資産所得の極端な地域的偏在は観察されない。すなわち、資産所得の突出が国全体の地域間格差を牽引するという構造は日本固有の現象であることが明らかとなった。

### 3 結言

本稿ではマクロ統計を用いた記述的なデータ分析を通じて、日本における家計所得の地域間格差の推移とその構造的特徴を明らかにした。分析の結果、総所得平均値の地域間格差は安定的に推移しているものの、その内訳を見ると、東京都とその他の道府県との間の乖離が顕著になりつつあることが確認された。とりわけ、東京都が資産所得において他の地域を大きく引き離している点は、中枢部への集中が労働所得にとどまるフランスやアメリカとは明確に異なり、日本固有の特徴であると言える。

こうした東京への資産所得の極端な偏在は、日本のマクロ経済政策や歴史的な動態と密接に関連していると考えられる。1980年代後半のバブル期における資産価格の高騰と、その後の崩壊

による低迷を経て、2012年末以降の第二次安倍政権（アベノミクス）による大規模な金融緩和は、株高や都心の不動産価格の高騰をもたらした。そして、こうした一連の動きが富裕層の集中する東京都の資産所得を再び押し上げる結果となったと推察される。一方で、政府は「貯蓄から投資へ」のスローガンを掲げ、2014年にNISA（少額投資非課税制度）を導入、2024年には非課税枠を大幅に拡充した「新NISA」をスタートさせた。このような制度改革を背景として、資本市場への参加が全国的に浸透すれば、将来的に資産所得の一極集中状態が是正されていくシナリオも十分に考えられる。

最後に、本稿の分析にはいくつかの限界があることを付言しておきたい。第一に、空間スケールの問題である。本稿では都道府県という大きな地域ブロックを用いた分析にとどまっており、市区町村レベルや特定の経済圏における局所的な偏在を捉えきれていない。第二に、平均値への依存である。本稿で採用したのはあくまでも1人当たり平均値を用いたアプローチであり、これはすなわち「平均的な個人」の都道府県間格差を分析したという意味である。そのため、同一地域内における富裕層と貧困層の二極化や特定階層の地理的な集中といった切り口では不平等の実態を十分に捉えきれていない。第三に、所得源泉の詳細な内訳と人口動態の影響である。東京都の資産所得の突出が株式配当によるものか不動産賃貸によるものかといった内訳の分解や、高齢化（生産年齢人口の減少）が所得構造に与える影響については検証できていない。これらの課題は家計単位のミクロデータ等を用いながらより精緻に検証していくことで克服可能であろう。

【謝辞】

本研究は、JSPS 科研費 25K05127（「家計所得の地域間格差に関する実証研究」）の助成を受けたものである。

【脚注】

- 1) 本統計は一世帯当たりの平均値を示しているが、所得格差の分析においては世帯人数の違いを反映した等価所得（世帯所得を世帯人員の平方根で除した値）が用いられることも多い。
- 2) 資産所得は「資本所得」と呼ばれる場合もあり、資本の提供に対するリターンとして家計部門が受け取る所得を指す。具体的には、不動産賃貸や金融資産（株式・債券等）から得られる利子や配当などを意味し、世間一般では「不労所得」と俗称されることもある。
- 3)  $i$  を個人、 $j$  を都道府県とする。任意の年における都道府県  $j$  の平均所得  $\bar{x}_j$  は、個人の所得  $x_{ij}$  を用いて  $\bar{x}_j = (1/N_j) \sum x_{ij}$  と表される。仮に個人所得の分布が地域によって系統的な差を持たず均質である場合、各都道府県の平均所得は同一母集団からの標本平均とみなすことができる。このとき中心極限定理により、人口  $N_j$  が十分に大きければ、その分布は近似的に正規分布に近づくことが期待される。
- 4) 正規 Q-Q プロットにおける Z 値（標準スコア）は、各データが平均値から標準偏差の何倍隔たっているかを示す指標である。データが正規分布に従うと仮定した場合、実測値（横軸）と理論上の出現位置（縦軸）は比例関係（直線）となる。東京都のように Z 値が極端に高い場合は、正規分布の予測範囲（確率的にはほぼ起こり得ない範囲）を越えた存在であることを示唆する。
- 5) シャピロ・ウィルク（Shapiro-Wilk）検定。p 値が有意水準（一般に 0.05）を下回れば「正規分布に従う」という帰無仮説を棄却し、正規分布とは

言えないと判断する。

- 6) 標本から特定の個体を除外して算出した統計量に基づく Z 値。ここでの Z 値は、 $Z = (\text{東京都の値} - 46 \text{ 道府県の平均値}) / 46 \text{ 道府県の標準偏差}$  によって定義される。これにより、東京都の突出そのものが平均値を引き上げ、自身の Z 値を過小評価してしまう歪みを回避し、他地域との乖離をより正確に測定することが可能となる。

【参考文献】

- Ejrnaes, A., Jensen, M. D., Schraff, D., & Vasilopoulou, S. (2024). Introduction: Regional inequality and political discontent in Europe. *Journal of European Public Policy*, 31 (6) ,1465-1493.
- Gbohoui, W., Lam, W. R., & Lledo, V. (2019). The Great Divide: Regional Inequality and Fiscal Policy. IMF Working Paper, WP/19/88. International Monetary Fund.

---

おかべ ともひと

1980年北海道生まれ。オーストラリア国立大学大学院経済学研究科 PhD。一橋大学経済研究所講師を経て2020年より現職。専門は政治経済学、公共経済学。

【主な研究業績】

- ・ "Conditional political budget cycles: The role of time preference" (with Andreas P. Kyriacou and Oriol Roca - Sagalés), *Economics and Politics*, 34 (1), pp. 67-91, 2022年.
  - ・ 「左派・右派イデオロギーと経済政策選好 —日本、西欧、米国の比較分析—」(野際大介氏との共著), 『経済研究』, 70 (3) ,pp.200-224,2019年.
  - ・ "Estimation of Unobserved Dynamics of Individual Partisanship: A Bayesian Approach" (with Daisuke Nogiwa), *Behaviormetrika*, 45 (1), pp. 25-55, 2018年.
  - ・ "Regional Economic Growth Disparities: A Political Economy Perspective" (with Timothy Kam), *European Journal of Political Economy*, 46, pp. 26-39, 2017年.
-